

# お客様へ

## リースお申込書(電子契約版)

本書面と申込書はよくお読みください

- お申込みの際には「電子契約に関する特約事項・同意条項」「契約条項」および「個人情報の取得・利用・提供・登録および委託に関する条項」をよく読んでからお申込者ご自身が合意・承認してください。  
三菱HCビジネスリースよりお申込者、連帯保証人様にご契約内容並びに意思確認のお電話またはご訪問をさせていただきます。
- 本申込書は契約成立後、「契約の内容を明らかにした書面」となります。後日、リース契約のご確認書を送付させていただきますので本申込書と一緒に大切に保管してください。

### ご注意事項

- リース物件の使用目的が営業または業務用でない場合はお申込みできません。
- 一回に支払うリース料が10万円を超える(消費税等を含む)場合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、本人確認等の取引時確認が必要となります。
- リース期間中の中途解約は、原則できません。
- リース物件の不具合は、お客様と販売店との間で直接解決していただきます。
- リース物件の保守に関する契約は、その内容等をお客様にてご確認のうえ販売店(売主)または保守契約先と直接ご締結下さい。仮に保守サービスを受けられなくても、リース料の支払義務はなりません。  
なお、保守費用がリース料に含まれるときは、後日お送りするリース契約のご確認書に「メンテナンスリース」と表記されます。
- リース物件の所有権は三菱HCビジネスリースにあり、リース期間満了後もお客様に移ることはありません。
- リース期間満了後は、終了のお申し出がない限り、再リース(1年更新)となります。  
終了の場合、リース物件をご返還いただきます。リース物件のご返還に要する費用はお客様のご負担となります。

この契約の連帯保証人となる方は、保証内容やお申込者の財産収支の状況等の情報提供を、お申込者ご本人から受けたうえで連帯保証人欄に自署捺印をしてください。お申込者はこの契約の条項に定める情報を提供したうえで連帯保証をご依頼してください。保証に関しご不明な点は弊社までお問い合わせください。

## 動産総合保険について

原則としてリース期間中は動産総合保険が付保されています。偶発的な事故により物件に生じた損害を補償する保険です。ただし、ソフトウェアやサービス、解約金などには、動産総合保険は付保されませんので、お客様のご負担となる場合がございます。

### 保険の対象となる主な損害

- 火災・落雷・破裂・爆発・盗難・破損・風水災等による損害
- 電氣的、機械的事故……等

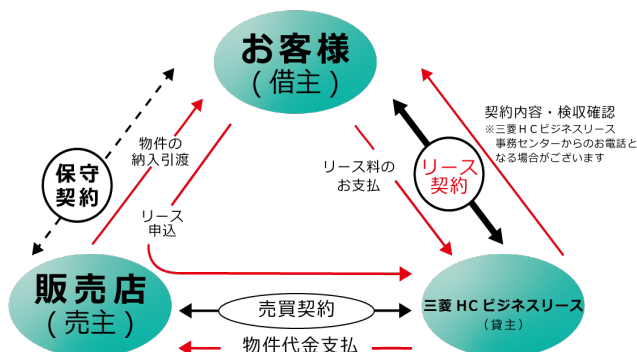


### 保険の対象とならない主な損害

- 故意または重大な過失による損害
- 地震・噴火・津波による損害
- 紛失・置き忘れ・詐欺・横領
- 自然消耗、変質・虫食いによる損害
- 物件に対する修理、清掃などの作業中の事故
- 国外での事故……等

## リース契約のしくみについて

1. お客様がこのリース契約により物件のリースをご希望になるときは、まずお客様と販売店との間でリース希望物件を選定していただきます。
2. 三菱HCビジネスリースはお客様の審査をさせていただいたうえで、お客様とリース契約を結びます。リース契約の内容については三菱HCビジネスリースとお客様の間で決定されます。
3. 三菱HCビジネスリースは、お客様の選定された物件を販売店から購入し、お客様にリースいたします。
4. リース物件が搬入されたときは、お客様ご自身で直ちに検査してください。三菱HCビジネスリースより確認のご連絡をさせていただきます。ご契約の内容と物件の検収を確認させていただきました日をもって、お客様への物件の引渡が完了しリースが開始されます。
5. お客様は三菱HCビジネスリースに対して、リース契約に基づくリース料をお支払いいただくことになります。



お客様から受領した契約書および与信審査のためにいただいた情報は、本契約の成立にかかわらず当社の規定に従って適切に管理処分するものとし、ご返却はいたしませんのであらかじめご了承ください。

 三菱HCビジネスリース株式会社

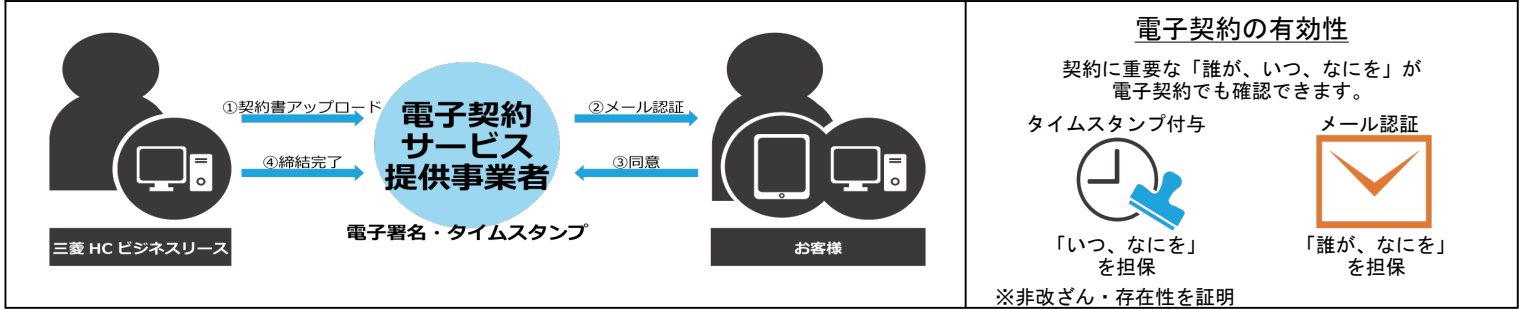
〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目3番1号



三菱HCビジネスリースはJIS規格に準拠した個人情報の保護に取り組み、(財)日本情報経済社会推進協会により「プライバシーマーク」の認定を受けています。

## 電子契約とは

- ・本契約は立会人署名型電子契約サービスを利用します。
- ・立会人署名型電子契約サービスでは、契約当事者は、クラウド上の電子契約サービスの機能を用いて、契約書（PDF ファイル）の内容を確認し、メールアドレスにて「承認」を行う事によって、サービス提供事業者はその内容に同意したとの意思表示をします。  
全契約当事者が契約書の内容に同意したことが確認できた場合、サービス提供事業者は、その契約書（PDF ファイル）に対して、自社の秘密鍵をもって全契約当事者が同意したことを示す電子署名を行います。
- ・電子署名済みの電子契約ファイル（PDF）を保管してください。
- ・売主が契約書の控えを希望する場合に提供する販売店控えの情報とは本契約書全てが範囲となります。



## 電子契約に関する特約事項・同意条項

本条項は、本契約書を三菱HCビジネスリソース株式会社（以下「乙」という）の選択する電子契約サービス提供事業者が提供する電子契約システムを利用して締結する場合に適用するものとします。  
賃借人（以下「甲」という）と乙は、本契約の成立を証として、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行います。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとします。

### 第1条（電子契約システムの利用）

- (1) 甲は、電子契約システム上に表示された契約書等に電子署名をすることより、乙に対し契約の申込みをすることができる権限を有する者（以下「承認者」といいます）の氏名およびメールアドレスを予め乙へ届け出るものとし、承認者のメールアドレスにて電子署名を行うものとします。
- (2) 乙は、本電子契約書のセキュリティ保護のため承認時に必要なアクセスコードを設定するものとし、アクセスコードを別途甲へ通知します。
- (3) 甲は、乙へ届け出たメールアドレスや乙から受領したアクセスコード等を承認者以外の者が知り得ないよう甲の責任で厳重に管理するものとし、メールアドレス、アクセスコードの不正使用等について、乙は一切責任を負わないものとします。
- (4) 甲の承認者メールアドレス、アクセスコード等につき不正使用の恐れがある場合は、乙は本電子契約書締結手続きを停止することがあります。

### 第2条（本サービスの利用環境）

- (1) 甲が使用する端末、ソフトウェアによっては、本サービスを利用することができない場合があります。甲は、自らの責任と費用負担で、本電子契約を締結するにあたり必要な端末およびソフトウェア等の取得・設置管理等を行うものとします。
- (2) 本電子契約サービス提供事業者のメンテナンス等の事情によるサービス停止時間中は、電子契約の締結ができない可能性があります。その場合はサービス開始後に電子署名を行うものとします。本電子契約サービスの利用不能・取扱の遅延等により生じた損害については、乙は一切の責任を負いません。
- (3) 甲および乙は、本電子契約サービスを利用する端末へのセキュリティソフト導入等のセキュリティ対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本電子契約を締結します。

### 第3条（電子契約の手続）

- (1) 本電子契約書で締結する取引の内容等については、原則甲が販売店と事前に協議した内容および甲が乙に事前に提出した契約情報に従って、乙が電子契約システム上に入力するものとします。
- (2) 甲は、前項により電子契約システム上入力された内容に誤りがないことを確認したうえで、所定の方法で電子署名を付すことにより、乙に対して当該契約の申込みをします。
- (3) 甲が提出した契約情報の内容に記載漏れや誤り等の不備がある場合には、改めて契約情報の提出を要するものとします。この場合、乙は、既に提出された記載に不備のある契約情報を消去することができるものとします。
- (4) 乙は、前3項の申込みを承諾できると判断した場合には、電子契約の承認手続を行います。かかる承認の手続が行われた電子契約は、電子契約システム上で甲へメールにより通知されるものとします。
- (5) 本電子契約は、乙が締結に必要な事務処理を全て完了した時点で成立するものとします。
- (6) 本電子契約に訂正、取消などが発生した場合は乙所定の手続に従うものとします。
- (7) 甲は、電子契約システム上の電子署名の他、書面が必要となる所定の書類（口座振替依頼書等）の提出を速やかに行うものとします。

### 第4条（認証業務の運営）

本電子契約サービスにかかる認証業務の実施については、乙が提携する電子契約サービス事業者の定めるところに従うものとします。

### 第5条（契約解除）

本契約条項第11条（期限の失効、契約解除等）(1)に定める解約事由に下記事由を追加するものとします。

⑨ 電子契約が不正な手段で行われたと乙が判断した場合

### 第6条（届出連絡先への通知）

本契約条項第19条（甲または連帯保証人に対する通知）（1）に定める甲の届出事項に「④甲が乙へ届け出た承認者のメールアドレスを変更したとき」を追加するものとし、同条（2）に定める乙から甲への通知手段には、甲が乙へ届け出た承認者のメールアドレスへのメール送信を含むものとします。

### 第7条（書面による契約への切り替え）

乙は、乙が必要と判断した場合、本電子契約サービスによる電子契約の締結手続きを停止し、書面による契約へ切り替える可能性があります。

### 第8条（秘密保持）

甲は、別に定める場合を除き本電子契約の利用により知り得た乙の情報を第三者に漏洩しないものとします。

### 第9条（メールアドレス等の取得・利用の同意）

甲は、甲の承認者の部署名、役職およびメールアドレスを、本電子契約締結および契約締結後の管理のために、乙が保護措置を講じた上で、取得し、利用することに同意します。また、本契約書「個人情報の取得・利用・提供・登録および委託に関する条項」第1条①に定める甲の属性情報に、甲の承認者の部署名、役職およびメールアドレスを含めて適用することに同意します。

以上

## 契約条項

### 第1条（リース契約）

賃借人（以下「甲」という）と賃貸人である三菱H Cビジネスリース株式会社（以下「乙」という）は別表および本条項に記載のとおりリース契約を締結します。

### 第2条（リース物件）

乙は、別表記載の売主から、甲が指定する別表ないしは「物件のご明細」に記載の物件（以下「物件」という）を買受けて、この契約に定める条件に従い甲にリースし、甲はこれを借受けます。

### 第3条（開始日、期間）

リース期間は、第6条第2項により物件の引渡が完了したことを乙が確認したうえ、別表のリース期間開始日欄に記載された日付を起算日として別表記載の期間とします。甲は、リース期間開始日よりリース期間満了日まではこの契約を解除することはできません。

### 第4条（リース料等）

- 甲は、乙に対し、別表記載のリース料を、別表記載の支払方法によって支払います。
- この契約のお支払引落口座と乙に対する他の債務の支払いに係る口座とが同一のときは、乙は、これらの債務を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をすることがあり、甲はこれをあらかじめ承諾するものとします。
- 本契約に係る甲から乙への支払については、口座振替または銀行振込の明細等をもって領収証に代え、乙は別途領収証を発行しないものとします。

### 第5条（前払リース料）

- 甲はこの契約の締結と同時に、この契約の履行を保証するため別表記載の前払リース料を乙に支払うものとします。
- 前払リース料は無利息とし、最終支払月のリース料より順次遡って自動的に充当されるものとします。ただし、甲が第10条第3項、第11条第1項、第2項に該当したときには、乙は前払リース料をもって任意に甲がこの契約に基づいて乙に支払うべき一切の金銭債務の全部または一部に充当することができるものとします。

### 第6条（物件の引渡）

- 物件は、売主から別表ないしは「物件のご明細」に記載の物件設置場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときは、引渡のときまで善良な管理者の注意をもって甲の負担で売主のために物件を保管するものとします。
- 甲は、搬入された物件について直ちに甲の負担で検査を行い、物件の品質、種類および数量（規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「物件の品質等」という。）がこの契約の内容に適合していることを確認するものとします。
- 前項に基づく検査の結果、物件の品質等がこの契約の内容に適合していない（以下「物件の品質等の不適合」という。）ときは、甲は直ちにその旨を乙に書面により通知するものとします。甲がこれを怠ったときは、物件は完全な状態で引き渡されたものとみなし、以後乙は一切の責任を負わないものとします。
- 甲が不当に物件の受領を拒んだり、遅らせたりしたときは、この契約を解除されても異議のないものとします。この場合、売主から請求があったときは、甲は売主に対して損害賠償の責を負うものとします。

### 第7条（物件の品質等の不適合等）

- 売主からの物件の搬入が遅延したとき、または不能になったときでも、乙は一切の責任を負いません。
- 物件の品質等の不適合があった場合、または物件の選択、決定に際して甲に錯誤があったときでも、乙は一切の責任を負いません。
- 前二項の事由によって甲が損害を受けたときは、甲と売主との間で解決するものとします。
- 前各項の場合においても、この契約に基づく甲乙間の権利義務関係は変更されないものとします。

### 第8条（物件の保管、使用方法、表示など）

- 乙から甲に対して、物件に乙の所有権を明示する標示、標識などを設置するよう指示があったときは、甲はこれに従うものとします。
- 甲は、物件を、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って保管・使用します。
- 甲は甲の費用負担において物件を常時正常な運転状態または充分な機能の働く状態に維持し、または手入れをするものとします。
- 物件自体およびその設置、保管、使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償するものとします。
- 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権に抵触したときは、甲は甲の負担と責任により紛争を解決するものとします。
- 第4項、第5項の場合において、乙が第三者に対し損害賠償義務を負担した場合、甲はかかる損害を補償するものとします。
- 甲は、物件を別表ないしは「物件のご明細」に記載の設置場所、または、物件がソフトウェアの場合は甲が使用する電子計算機およびその関連機器、においてのみ使用できます。
- 乙は、いつでも甲の事務所、工場、事業場等に立ち入って物件の現状、運転・保管状況を検査できるものとします。

### 第9条（物件の所有権侵害の禁止など）

- 甲は、物件を他に譲渡したり、担保に差し入れたり、その他乙の所有権を侵害するような行為をすることはできません。
- 甲は、乙の書面による承諾を得ることなしに、次の各号の行為をすることはできません。
  - 物件を他の不動産または動産に定着させること
  - 物件に他のものを附着させ、または改造、模様替え、性能・機能・品質等を変更させる行為をすること
  - 物件を第三者に転貸すること
  - 物件を別表ないしは「物件のご明細」に記載の設置場所以外へ移設すること
  - この契約による借主の権利を第三者に譲渡すること
- 前項①の承諾を求める際、甲は、不動産の所有者等から乙に対して、物件がその不動産に附合しない旨の承諾書または証明書提出させるものとします。
- 乙の承諾の有無に関わらず、甲が第2項②の行為をした場合、乙から甲に対し

て要求があったときは、甲は無償でその効果を物件に帰属させるものとし

- 甲は、物件について他から強制執行その他法律的、事実的侵害がないよう保全するとともに、もしそのような事態が発生したときは直ちに乙に通知をし、かつ速やかにその事態を解消させるものとします。
- 前項において乙が必要な措置をとったときは、甲は、乙の支払った一切の費用を負担するものとします。
- 甲は、この契約に基づいて甲が乙に対して負担するすべての金銭の支払債務を、乙またはその承継人に対する債権と相殺することはできません。

### 第10条（物件の滅失、毀損）

- 物件の返還までに物件が滅失、毀損した場合または物件を使用収益することができない期間が生じた場合についてのすべての危険は、甲の負担とします。
- 物件が毀損したときは、甲の費用で物件を完全な状態に修繕するものとします。
- 物件が滅失したときは、甲は残リース料（これに係る未払い消費税等額を含む。以下同じ）全額を一括して直ちに乙に支払うものとします。
- 甲は、第2項の場合にはリース契約は何らの変更なくそのまま継続し、第3項の場合には残リース料全額の支払完了と同時にこの契約が終了することに同意します。
- 甲が第3項により残リース料全額を支払ったときは、乙は現状有姿のままて物件の所有権を甲に移転し、または、第三者に対する権利を甲に譲渡するものとします。ただし、乙は、物件の性能、機能または第三者の資力等について一切責任を負わないものとします。

### 第11条（期限の失効、契約解除等）

- 甲が次の各号の一つでも該当したときは、甲は乙から何らの通知催告を経ることなくして、この契約に基づくリース料の支払いの期限の利益を失うものとし、残リース料全額を直ちに現金で乙に支払うものとします。またこの場合において乙が請求した場合には、甲は物件を乙に返還するものとします。
  - リース料の支払いを1回でも遅滞したとき
  - 営業の休廃止もしくは解散の決議をし、または官公庁から業務停止、その他の業務継続不能の処分を受けたとき
  - 差押、仮差押、強制執行または競売などの処分を受けたとき
  - 民事再生、破産、会社更生その他債務整理・事業再生に係る手続開始の申し立てがあったとき
  - 支払を停止し、または手形交換所の不渡処分を受けたとき
  - この契約または乙とのその他取引契約に違反したとき
  - 営業が引続き不振であり、または営業の継続が困難であると認定されたとき
  - 連帯保証人が前記各号の一つにでも該当した場合において、乙が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき
- 甲が前項の支払いを履行しないときは、乙は何らの通知催告なくしてこの契約を解除できるものとします。この場合、甲は乙の要求に従い乙に物件を返還するとともに、残リース料全額を違約による損害金として直ちに乙に支払うものとします。
- 物件が返還されたときは、乙は乙の選択により物件を相当の基準に従って評価するか、または相当の価額で処分し、評価額または処分額からおのおの評価または処分に要した一切の費用および乙が合理的な基準に従って評価したリース期間満了時の見込残存価額を差し引いた金額を甲が乙に対し残リース料全額または違約による損害金の全部を弁償した場合に限り、残リース料全額または違約金の全額を限度として、甲に返還するものとします。なお、甲は乙が算定する物件の評価額、処分額または見込み残存価額について何らの異議を申し立てません。

### 第12条（遅延利息）

甲が債務の弁済を遅滞したときは、支払うべき金額に対し、年14.6%（1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延利息を乙に支払うものとします。

### 第13条（物件の保険）

- 乙は、物件（ただし、ソフトウェアその他保険対象除外物件を除く）につき、乙を被保険者とする動産総合保険（地震等不担保）を乙の選定する保険会社と締結し、リース期間中（再リース期間を除く。）これを継続するものとし
- 物件にかかる保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知し、かつ保険金受取に必要な一切の書類を遅滞なく乙に交付するものとします。
- 前項により、保険金が乙に支払われた場合は、次の各号の場合に応じ当該各号の定めに従うものとします。
  - 物件が修繕可能な場合には、乙は、甲が第10条第2項の規定に従い、物件を完全な状態に修繕した場合に限り、保険金を甲に支払います。
  - 物件が滅失（修繕不能および盗難を含む。以下同じ。）した場合には、甲は乙に支払われた保険金を限度として、当該物件にかかる第10条第3項の債務の支払いを免れます。なお、甲は当該債務と保険金額との差額を直ちに乙に支払うものとします。

### 第14条（契約の更新終了）

- リース期間満了の1か月前までに甲が乙に対して乙所定の終了通知書によりリース終了の通知をしない場合には、この契約は別表記載の再リース料をもって、その他はこの契約と同一条件で1年間自動的に再リースされるものとし、以降も同様とします。ただし、乙が再リースをしない旨の意思表示をしたとき、または甲が所定の期限までに再リース料を支払わないときは、この契約は終了するものとし、甲は第15条に基づいて物件を返還するものとし
- 甲は前項の再リース料を、乙の請求に基づき1年分を一括して所定の期限までに支払うものとします。

### 第15条（物件の返還）

- リース期間が満了したとき、または期限前でも第11条第1項、第2項によって乙から甲に対して物件返還の請求があったときは、甲は直ちに物件を乙の指定する場所に返還するものとします。
- 物件の取り外し、運搬など物件の返還に要する一切の費用は甲の負担とします。
- 甲は物件の返還時に物件が通常の損耗および経年劣化を除き原状と異なるときは、甲の費用をもって物件を原状に回復（コンピュータデータなどの消去

- も含む) します。データ消去が不十分であったことにより甲に損害が生じた場合でも、乙は一切責任を負いません。
- (4) 第1項による物件の返還がなされない場合、乙または乙の代理人は随時物件引取りのため物件の設置場所に立入って物件の占有を回収し、物件を搬出することができるとします。この場合、甲はこれを妨害してはならず、また乙に対して損害賠償の請求もできません。なお、物件の引揚げに関する一切の費用は甲の負担とします。
- (5) 物件の返還が遅れた場合、甲は返還完了までリース料相当額の損害金を乙に支払うものとします。
- (6) 甲は物件の返還が完了するまで、この契約に定められたすべての義務を履行するものとします。

**第16条(債権譲渡等の承諾)**

甲はこの契約に基づき乙が甲に対して有する債権を乙が金融機関などに債権譲渡・担保差入または信託に供すること等(以下「債権譲渡等」という)があることをあらかじめ承諾するものとします。なお、乙は債権譲渡等がなされた場合にも改めて甲に債権譲渡等の通知をしないものとします。かかる場合、乙は債権譲受人から債権譲渡等がなされた債権についての返済受領権限を取得するものとし、甲は、別途通知がない限り、この契約に基づく支払を乙を通じて支払うことによりその債務を免れるものとします。

**第17条(権利の移転)**

乙は甲の承諾を要しないで、この契約上の全部もしくは一部の権利を第三者へ譲渡、質入れし、または物件に担保を設定することができるものとします。

**第18条(連帯保証人)**

- (1) 連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する次の各号に掲げる支払債務(以下「主たる債務」という。)を保証し、甲と連帯して、債務履行の責任を負います。
- ①第4条に規定するリース料および第21条第2項の消費税等相当額
- ②第10条第3項に規定する規定損害金
- ③第11条(1)および(2)に規定する規定損害金
- ④前各号に係る第12条に規定する遅延損害金
- (2) 乙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲および他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
- (3) 連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、この契約および第14条の再リース契約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務すべてが弁済されるまで、書面による乙の事前の承諾がなければ乙の権利に代位しません。
- (4) 連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証または担保を変更若しくは解除しても、免責の主張および損害賠償の請求をしません。
- (5) 連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。
- ①甲は、以下の情報をすべて、連帯保証人に提供済みであること、および提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、乙に対して表明および保証します。
- ア 財産および収支の状況
- イ 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
- ウ 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- ②連帯保証人は、甲から前号の情報すべての提供を受けたことを、乙に対して表明および保証します。
- (6) 甲は、乙が連帯保証人に対して、甲の乙に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

**第19条(甲または連帯保証人に対する通知)**

- (1) 甲または連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
- ①住所、名称、商号または代表者等を変更したとき
- ②事業の内容に重要な変更があったとき
- ③第11条第1項第2号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき
- (2) 乙において甲または連帯保証人に対する通知をなす必要を生じたときは、前項による通知のない限りこの契約書住所、氏名欄の記載に従って通知を発するをもって足りるものとし、この通知が通常到着すべき時にその通知内容を生ずるものとします。

**第20条(費用などの負担)**

- (1) この契約の締結に要する費用および乙に対するリース料の支払いに要する一切の費用は、甲の負担とします。
- (2) 甲は、以下に該当する場合、その事態が発生した際に乙が定めている手数料・費用等(これに課税される消費税等額を含む)を負担するものとします。
- ①甲の都合により契約内容の変更(債務承継、契約者変更、連帯保証人変更等)を申し出、乙がこれを承諾した場合
- ②甲が支払を遅延し乙が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合
- ③リース料の支払遅滞等により乙が訪問集金をした場合
- ④乙が甲または連帯保証人に対し書面による催告をした場合

**第21条(租税の負担)**

- (1) 乙は、物件に対する固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、甲はその増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- (2) 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表記載の消費税および地方消費税(以下「消費税等」という)を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- (3) 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課されることのある公租公課を名義人のいかに関わらず負担します。
- (4) 乙が前項の公租公課を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い速やかに乙に支払います。

**第22条(収納代行に関する委託の同意)**

- (1) 乙はリース料等の収納事務を乙が選定する収納事務代行会社に委託するものとし、甲は、当該委託先が乙の請求内容に従って甲の預貯金口座から口座振替を行うために必要な範囲で甲の情報を利用することにあらかじめ同意します。

- (2) 前項の収納事務に関し、後日紛議が生じた場合は甲乙間で解決するものとし、ます。

**第23条(確約事項)**

- (1) 甲および連帯保証人は、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自らおよびそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ①暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 甲および連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 甲、連帯保証人またはそれぞれの役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第11条第1項、第12条、第15条が適用されるものとします。
- (4) 前項の乙の権利行使により、乙は甲、連帯保証人または当該役員に損害が生じてても一切の責任を負担しません。

**第24条(輸出等の措置)**

- (1) この契約は日本国内のみににおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、次の各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。
- ①輸出するとき
- ②海外に持ち出すとき
- ③非居住者へ提供し、または使用させるとき
- (2) 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱をする場合は、「外国為替および外国貿易法」の規制ならびに米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続をとるものとします。

**第25条(合意管轄裁判所)**

甲および連帯保証人は、この契約について紛争が生じた場合、乙の本社、各支店、営業店のうち乙が選択する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

**第26条(特約)**

別表12に特約条項を定めたときは、その事項はこの契約と一体となり、これを補充しまたは修正することを、甲乙および連帯保証人は異議なく承諾します。

以上

**「個人情報の取得・利用・提供・登録および委託に関する条項」**

以下の条項は、個人情報の保護に関し、申込者(以下「甲」という)または連帯保証人予定者(以下「連帯保証人」という)が個人である場合に当該個人に適用されます。甲または連帯保証人が法人・団体である場合には、当該法人・団体に関する情報が必要かつ相当の範囲で取得・利用・提供・登録および委託されるものとし、また、当該法人・団体の代表者(連帯保証人となる場合を除く)は、下記第1条の③から⑧の個人情報について、三菱ＨＣビジネスリース株式会社(以下「三菱ＨＣビジネスリース株式会社」という)が保護措置を講じた上で、第1条に定める目的のため、取得・利用することに同意するものとします。

**第1条(個人情報の取得・利用)**

- 甲および連帯保証人は、本契約(本申込および仮申込を含む。以下同じ)および本契約以外の契約(申込を含む。以下同じ)の与信ならびに与信後の管理(以下総称して「与信関連業務」という)のため、本契約にかかる以下の情報(以下「個人情報」という)を三菱ＨＣビジネスリース株式会社(以下「乙」という)が保護措置を講じた上で、取得し、利用することに同意します。
- ①属性情報：本契約に関し、甲および連帯保証人が作成した書面に記載した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族内容、居住状況等、甲および連帯保証人の属性に関する情報。(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ)
- ②契約情報：契約の種類、申込日、契約日、物件名、物件代金、契約額(リース料総額または割賦販売価格総額)、支払回数(リース期間または賦払期間)、毎月の支払額(月額リース料または賦払金月額)、支払方法、振替口座等、本契約の内容に関する情報。
- ③取引情報：本契約に関する利用残高、支払状況、解約金残高等、取引の現在の状況および履歴に関する情報。
- ④支払能力判断または支払途上における支払能力判断のための情報：甲および連帯保証人に関する資産、負債、収入、支出、他のクレジット等の利用、支払、残高等、甲および連帯保証人の支払能力判断または支払途上における支払能力判断のための情報。
- ⑤甲もしくは連帯保証人等または公的機関から適法に取得した住民票等の公的機関が発行する書類(写しを含む)の記載事項。
- ⑥「犯罪による収益の移転防止に関する法律」で定める書類等の記載事項。
- ⑦官報、電話帳、住宅地図等の公開されている情報。
- ⑧株式会社帝国データバンクおよび株式会社東京商工リサーチから取得した情報に甲および連帯保証人の個人情報を含む企業情報が登録されている場合には、当該情報。

第2条(個人情報の委託)

甲および連帯保証人は、乙がその事務(コンピュータ事務、代金決済事務、債権回収事務、契約満了に伴う事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合、乙が保護措置を講じた上で、当該第三者に合理的かつ必要な限度で個人情報の取扱いを委託することに同意します。

第3条(個人情報の与信関連業務以外の取得・利用・提供)

- (1) 甲および連帯保証人は、乙が保護措置を講じた上で、個人情報をリース事業・割賦事業・融資事業並びに債権買取、クレジットその他これに類する販売信用事業にかかる宣伝物・印刷物の送付等の販売促進およびマーケティング活動・商品開発のために利用することに同意します。
- (2) 甲および連帯保証人は第1条①および②の個人情報(本契約書の販売店控の範囲の情報)を表記物件に関連する物品等の販売事業における宣伝物・印刷物の送付等の販売促進およびマーケティング活動・商品開発のために、売主(以下、丙という)が取得し、利用する場合があることに同意します。
- (3) 甲および連帯保証人は、乙が保護措置を講じた上で、第1条①ないし③の個人情報を表記物件に関連する物品等の販売事業における宣伝物・印刷物の送付等の販売促進のためおよびマーケティング活動・商品開発のために、丙に提供する場合があることに同意します。
- (4) 甲および連帯保証人は、乙が保護措置を講じた上で、第1条①ないし③の個人情報を本契約および物件等に関する乙または丙の甲および連帯保証人に対するサービスの履行のため等に必要な範囲で丙に提供する場合があることに同意します。
- (5) 甲および連帯保証人は、乙が保護措置を講じた上で、本契約の支払に係る甲の預貯金口座の情報を今後申込を受けまたは締結する契約の申込書または契約書の作成事務のため等に必要な範囲で乙が提携する販売店に提供する場合があることに同意します。

第4条(個人情報の公的機関等への提供)

甲および連帯保証人は、乙が各種法令の規定により提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第5条(個人信用情報機関の登録・利用)

- (1) 甲および連帯保証人は、乙が、甲および連帯保証人の支払能力の調査のために、乙が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、甲および連帯保証人の申込情報を含む個人情報が登録されている場合は、甲および連帯保証人の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- (2) 甲および連帯保証人は、甲および連帯保証人の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、乙の加盟する個人信用情報機関に次表に定める期間登録され、乙が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、甲および連帯保証人の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

| 登録情報           | 登録期間                   |                         |
|----------------|------------------------|-------------------------|
|                | 株式会社シー・アイ・シー           | 株式会社日本信用情報機構            |
| 本契約に係る申込をした事実  | 乙が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間 | 乙が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内 |
| 本契約に係る客観的な取引事実 | 契約期間中および契約終了後5年以内      | 契約期間中および契約終了後5年以内       |
| 債務の支払いを延滞した事実  | 契約期間中および契約終了後5年間       |                         |

※株式会社日本信用情報機構における「債権譲渡の事実に係る情報」の登録期間は、当該事実の発生日から1年以内です。

- (3) 乙が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は下記のとおりです。加盟信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業等の詳細は、それぞれの信用情報機関の開設しているホームページをご覧ください。

|                   |                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社シー・アイ・シー(CIC) | 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7<br>新宿ファーストウエストビル15F<br>TEL 0120-810-414<br>ホームページアドレス <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a><br>主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。                 |
| 株式会社日本信用情報機構      | 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号<br>住友不動産上野ビル5号館<br>TEL 0570-055-955<br>ホームページアドレス <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a><br>主にクレジット事業、リース事業、保証事業、貸金業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。 |

- (4) 乙が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。なお、提携する個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業に関しては、下記提携機関のホームページをご覧いただくか、各個人信用情報機関にご確認ください。

|                                          |                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社シー・アイ・シーおよび株式会社日本信用情報機構が提携する個人信用情報機関 | 全国銀行個人信用情報センター<br>〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館<br>TEL 03-3214-5020<br>ホームページアドレス <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a><br>主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関です。 |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- (5) 個人信用情報機関の登録する情報は、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、契約の種類、契約日、物件名、契約額、支払回数、利用残高、月々の支払状況等の情報となります。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1) 甲および連帯保証人は、乙および第5条に記載する個人信用情報機関に対して、それぞれが保有する自己に関する開示対象個人情報(但し法令により対象外とされているものを除く)を、開示するよう請求することができます。○乙に開示を求める場合には、第12条記載のお問合せ窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等)の詳細についてお答えします。○個人信用情報機関に開示を求める場合には、第5条記載の個人信用情報機関に連絡してください。
- (2) 前項の開示請求により万一乙の保有する個人情報の内容が事実と反していることが明らかとなった場合、乙はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条(個人情報に関する条項の不同意)

乙は甲および連帯保証人が本契約に必要な記載事項(本契約書で甲および連帯保証人が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本条項の内容の全部または一部に同意できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、第3条(1)ないし(3)に同意しない場合でも、これを理由に乙が本契約をお断りすることはありません。

第8条(利用・提供中止の申出)

乙が第3条(1)ないし(3)にて同意を得た範囲内で甲および連帯保証人の個人情報を利用・提供している場合であっても、甲および連帯保証人より中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用・提供の停止の措置を取るものとします。

第9条(仮申込書の扱い)

- (1) 甲および連帯保証人が記入したリース・割賦仮申込書の原本(以下「仮申込書原本」という)を丙に渡した場合、乙は丙から仮申込書原本またはその写しを受領(FAX、Eメール含む)します。
- (2) 乙が写しを受領した場合は、仮申込書原本は丙が責任をもって保管し、正式な契約書を乙が入手した場合、または契約不成立の場合には、丙は仮申込書原本を責任をもって廃棄します。仮申込書原本の紛失、誤廃棄、誤送付(郵便等の誤配達の場合を除く)、乙へのFAX、Eメール送信の際の誤送信等により甲および連帯保証人の情報が漏えいした場合は丙の責任であり、乙に一切責任がないことを甲は了解します。

第10条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条および第5条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に乙が利用することはありません。

第11条(条項の変更)

本条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第12条(お問合せ窓口)

個人情報の開示等に関するお問合せおよびその他のお申し出に関しましては、本契約書記載の三菱HCBビジネスリース株式会社の問合せ窓口までご連絡をいただくか、もしくは以下の窓口までご連絡をお願いします。  
三菱HCBビジネスリース株式会社 個人情報お客様相談室  
(個人情報お客様相談室長は三菱HCBビジネスリース株式会社の個人情報保護管理者の代理人です)  
電話番号：050-3816-2162 受付時間は平日9：00～17：00（当社所定休日は除く）となります。

以上